

令和3年1月27日事務連絡

「障害児者に係る医療提供体制の整備について」

1 障害児者の入院医療提供体制等について

- また、行動障害のある児者や重症心身障害児者等の特別な意思疎通支援が必要な者が患者である場合には、特に当該者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者によるコミュニケーション支援も重要である。このため、支援者の付き添いについても、衛生部局は障害保健福祉部局と連携し、医療機関に対して院内感染対策に十分留意しつつ、積極的に検討するよう促していただきたい。

- なお、「特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院における支援について」（平成28年6月28日付保医発0628第2号）により、看護に当たり、コミュニケーションに特別な技術が必要な障害を有する患者の入院において、入院前から支援を行っている等、当該患者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者が、当該患者の負担により、その入院中に付き添うことは差し支えないとされているところであり、これら取扱いについても、管下の医療機関へ周知いただきたい。

令和3年9月1日事務連絡

「特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者に対する医療機関における対応について」

障害児者に係る医療提供体制の整備に関し、特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院における支援等について、院内感染対策に十分留意しつつ、積極的に検討することを医療機関に促していただくよう、令和3年1月27日に別添事務連絡においてお願いしたところです。

新型コロナウイルス感染症の感染状況については、厳しい状況が続いていますが、引き続き、障害児者に対する特別なコミュニケーション支援が適切に行われるよう、貴職におかれては、改めて上記事務連絡について御了知いただくとともに、管内医療機関への周知広報に御協力いただくようお願い申し上げます。

令和2年4月28日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第5報)」

問9 訪問系サービスについて、通所系サービスの利用が出来なくなった発熱等の症状のある利用者に対するサービス提供の増加や、職員の発熱等により、人員基準上の必要な資格を持った人員が確保出来ない場合は基準違反となるのか。

(答)

基本的には、相談支援事業所等が調整のうえ、有資格者を派遣する事のできる訪問系サービス事業所からサービス提供されることが望ましいが、やむを得ず指定等基準を満たすことが出来なくなった場合であっても、それが一時的なものであり、かつ利用者の処遇に配慮したものであれば、**当該資格のない者であっても**、他の事業所等で障害者等へのサービス提供に従事した事がある者であり、利用者へのサービス提供に支障がないと市町村が認める者であれば、**当該支援に従事することとして差し支えない**。

問 13 問 9 において、「通所系サービスの利用が出来なくなった発熱等の症状のある利用者に対するサービス提供の増加や、職員の発熱等により、人員基準上の必要な資格を持った人員が確保出来ない場合」には、「当該資格のない者であっても、他の事業所等で障害者等へのサービス提供に従事した事がある者であり、利用者へのサービス提供に支障がないと市町村が認める者であれば、当該支援に従事することとして差し支えない」としているが、この場合に限定されるのか。

(答)

問の場合に限らず、個別の事情を勘案し、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的にヘルパーの資格を持った人を確保出来ないと市町村が判断する場合は、幅広く認められる。

なお、「他の事業所等で障害者等へのサービス提供に従事した事がある者」には、ボランティア等で一定の介護経験のある者を含む。